(総則)

- 第1条 甲及び乙は、表記の契約書及びこの約款(以下「契約書」という。)に基づき、別添の仕様書、図面及び内訳書等(以下「仕様書等」という。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 3 この契約に関する届出、請求、通知、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、この契約書及び仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。

(期 日)

- 第2条 乙は、本委託業務を表記期間内に、仕様書等により、甲の指示する日時(以下「指定期日」という。)までに完了しな ければならない。
- 2 乙は、指定期日に委託業務を完了することができない理由が発生したときは、そのつど速やかにその理由及び遅延日数等を明記して、甲に届け出なければならない。
- 第3条 乙は、天災事変その他やむを得ない理由により、指定期日に委託業務を完了することができないときは、その理由を明記して期日延期の請求をすることができる。この場合において甲は、その請求を適当と認めたときは、これを承認することがある。
- 2 前項の請求は、指定期日までにしなければならない。ただし、特別の理由がある場合はこの限りでない。

(一括再委託の禁止)

第4条 乙は、この契約について委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。

(一般的損害等)

第5条 この契約の履行に関して発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)については、乙がその費用を負担するものとする。ただし、その損害のうち、甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

(業務責任者の選任及び履行の報告)

- 第6条 乙は、受託業務履行の管理・運営に必要な知識、技術、資格及び経験を有する者を業務責任者として選任しなければならない。
- 2 業務責任者は、業務の円滑な管理・運営に努め、現場を総括するものとする。
- 3 甲は、必要と認められるときは、乙又は業務責任者に対して契約の履行状況等について報告を求めることができる。

(検 査)

- 第7条 乙は、受託業務を完了したときは、速やかに届け出て甲の定める検査を受けるものとする。
- 2 乙は、甲の指定する日時において検査に立ち合うものとする。
- 3 乙は、前項の立合いをしないときは、検査の結果について異議を申し立てることができないものとする。

(再履行)

- 第8条 前条の検査の結果、不合格の箇所があったときは、甲は日時を指定して、再履行を命ずることができる。
- 2 乙は、前項の規定により再履行が終了したときは、速やかに届け出て、更に検査を受けなければならない。
- 3 第7条の規定は、前2項の検査について準用する。
- 第9条 乙が再履行に応じないとき、その他この契約から生ずる義務を履行しないときは、甲は乙の負担でこれを執行することができるものとする。ただし、このために乙が損害をこうむることがあっても、甲は賠償の責任を負わないものとする。

(違約金の徴収)

- 第10条 乙が、指定期日に委託業務を完了しないときは、延滞日数1日につき契約金額に、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率(年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても365日の割合とする。)(以下「法定率」という。)を乗じて計算して得た額を違約金として甲に納付するものとする。ただし、甲が個々に分割して履行しても支障がないと認めたときは、各部分について計算することがある。
- 2 第8条の規定による再履行が指定した日時以降にわたるときは、乙は前項の規定によって違約金を納付するものとする。
- 3 前2項の違約金徴収日数の計算については、検査に要した日数はこれを算入しない。

(契約内容の変更等)

- 第11条 甲は、必要があるときは乙と協議のうえ、この契約内容を変更し、又は履行を一時中止をすることができる。
- 2 前項の規定により契約金額を変更するときは、甲乙協議して定める。

(事情変更による契約内容の変更)

第12条 契約締結後において、天災事変等その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により、契約内容が著し く不適当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、甲又は乙は相手方と協議のうえ、契約金額、履行期限その他の契約 内容を変更することができる。

(契約金額の増減に伴う契約保証金の変更)

- 第13条 契約保証金は、契約金額の変更によりこれを増減する。ただし、受託業務の進捗状況により、その契約保証金の2分 の1を上限として還付することがある。
- 2 前項の規定により契約金額を変更したときで、既納の契約保証金が未払契約金額の10分の1以上になるときは、更に契約 保証金の納入を要しないものとする。

(協議解除)

- 第14条 甲は、必要があるときは、乙と協議のうえこの契約を解除することができる。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合において履行部分があるときは、甲は当該履行部分に対する契約代金相当額を支払うものとする。

(甲の解除権)

- 第15条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。
- (1)乙が委託期間内に契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。
- (2) 乙又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。
- (3) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
- (4) 乙が成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人の審判を受けたとき、又は乙について破産の申し立てがあったとき。
- (5)前各号のほか、乙がこの契約に基づく義務を履行しないとき。
- (6)第16条の規定によらないで、乙から契約解除の申し出があったとき。
- 2 前項の規定により契約を解除したときは、契約保証金は甲に帰属する。契約保証金の納付がなく、又はその金額が契約金額の100分の10に充たないときは、乙は、契約金額の100分の10に相当する額又は不足額を甲に納付しなければならない。この場合において、さらに損害があるときは、甲は乙に対して賠償の請求をすることができる。

ただし、乙が成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人の審判を受けたため契約が解除されたとき、または正当な理由による乙からの申し出にもとづき契約が解除されたときは、この限りでない。

3 本条による契約解除は、第10条の規定による違約金の徴収を妨げないものとする。

(談合その他不正行為による解除)

- 第15条の2 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。
- (1)公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号、以下「独占禁止法」という。)第49条第1項に規定する排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合にあっては、独占禁止法第50条第1項に規定する納付命令)又は独占禁止法第66条第4項の規定による審決が確定したとき(独占禁止法第77条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。)。
- (2) 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の裁判が確定したとき。
- (3)乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

(乙の解除権)

- 第16条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。
- (1)第11条第1項の規定により、甲が履行を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が4 月以上に及ぶとき、又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき。
- (2)第11条第1項の規定により、甲が契約変更しようとする場合において、契約金額が当初の2分の1以下に減少すること になったとき。

(代金の支払等)

- 第17条 契約代金又は契約保証金は、乙がこの委託業務を完了し、かつ甲の検査に合格した後、乙の請求により30日以内に 支払うものとする。ただし、特別の事由がある場合は、この限りでない。
- 2 契約代金の支払が期限内に終了しないときは、甲は、延滞日数1日につき支払金額に法定率を乗じて計算して得た額を乙に支払うものとする。
- 3 契約代金の支払場所は、甲の指定したところとする。

(賠償の予定)

- 第18条 乙は、第15条の2第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、 契約金額の10分の1に相当する額を甲に対して支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、次に掲 げる場合は、この限りでない。
- (1)第15条の2第1項第1号及び第2号のうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引 方法、昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売の場合、その他甲が特に認める場合。
- (2)第15条の2第1項第3号のうち、乙が刑法第198条の規定による刑が確定した場合。
- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(相 殺)

第19条[®] 甲は、この契約において乙から取得する金額があるときで、乙に支払うべき代金又は返還すべき契約保証金と相殺してなお不足があるときは、これを追徴するものとする。

(権利の譲渡等)

第20条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は担保に供することができないものとする。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(疑義の決定等)

第21条 この契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。